

縄文巡りで津軽海峡交流圏魅力発信業務 企画提案競技実施要領

1 業務名

縄文巡りで津軽海峡交流圏魅力発信業務

2 業務目的

「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界遺産登録に向け内外の注目が高まっていくことが期待される中、このタイミングをとらえ、津軽海峡交流圏の形成や北海道新幹線の利用促進に向けて、将来を担う子どもの交流促進や一体感の醸成のほか、外国人個人観光客向け“公共交通で巡る縄文の旅”の情報発信による津軽海峡交流圏の認知度向上を図る。

3 業務内容及び方法

別添、仕様書のとおり

4 履行期限

平成31年3月25日（月）

5 企画提案競技の概要

(1) 実施方法

- ① 業務発注（受託事業者決定）は、公募型企画提案競技により受託事業者を選定して決定する。
- ② 企画提案競技へ参加しようとする者は、下記（2）により書類を提出し、下記（4）企画提案競技に関する質問は原則として文書（持参、郵送、FAX又はメール）で行うこととする。ただし軽易なものについては電話によることも可とする。
- ③ 審査は、青森県企画政策部交通政策推進監を審査員長とした審査員により行う。審査方法は、後述の評価基準による。最も優れた提案を行ったと認められる者と契約の交渉を行う。
- ④ 本企画提案競技は県のホームページに掲載し、広く一般からの応募を受け付ける。

(2) 書類の提出及び問い合わせ先

- ① 提出書類及び提出部数
様式1 参加表明書（過去の同種又は類似業務の実績等も記載）
様式2 企画提案書（（3）に詳細あり）
様式3 概算見積書

※ 様式1は1部、様式2及び3は各7部提出すること。

- ② 提出期限 平成30年12月11日（火）17時必着
- ③ 提出方法 持参、郵送(宅配便可)
- ④ 提出場所及び問合せ先

〒030-8570

青森市長島1-1-1 青森県企画政策部交通政策課 新幹線・地域交通グループ

TEL 017-734-9152 FAX 017-734-8035

kotsu@pref.aomori.lg.jp

(3) 企画提案書について

企画提案書には、次の項目について企画提案すること。

- ① 業務の実施手法・実施体制・スケジュール
- ② 圏域住民向け縄文ツアーの実施手法（行程、参加者の募集方法、運営方法、親子ツアーにおける交流企画と縄文をテーマとした冬ならではの体験企画の実施手法を示すこと）
- ③ 外国人個人観光客向け“公共交通で巡る縄文の旅”の情報発信の実施手法（モデルルート、情報発信の実施手法を示すこと）
- ④ 縄文ツアーや外国人個人観光客向け情報発信のPR効果を高めるためのキャラクター（「マギユロウ」や「どこでもユキちゃん」）の活用方法
- ⑤ その他参考となる事項
 - ・ 参加表明書に記載した過去の同種ないし類似実績の概要（1件につき1枚以内）
 - ・ 縄文ツアーや外国人個人観光客向け情報発信の実施内容をより多くの方に周知する方法の提案

各項目の詳細については、業務仕様書を参考にする

(4) 審査について

①審査方法

青森県企画政策部交通政策推進監を審査員長とする審査員が、企画提案書の内容を书面審査し、最優秀者を選定する。なお、提案者によるプレゼンやヒアリングは行わない。

②評価基準

後述の「評価基準及び配点」のとおり

③結果通知

平成30年12月14日（金）までに通知する。

(5) 企画提案競技スケジュール（予定）

参加受付開始	平成30年11月22日（木）
質問受付期限	平成30年12月 4日（火）
質問への回答	平成30年12月 7日（金）正午
企画提案書等提出期限	平成30年12月11日（火）17時必着
書面審査	平成30年12月12日（水）～13日（木）を予定
審査結果通知	平成30年12月14日（金）まで
委託契約締結	平成30年12月17日（月）まで

6 応募資格

応募できるものは、国内に本社を有する民間企業・NPO法人、その他の法人で、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号に規定するものに該当しないものであること。
- (2) 青森県財務規則（昭和39年3月青森県規則第10号。）第128条の規定による

一般競争入札に参加できない者でないこと。

- (3) 参加申込書の提出期限の日から契約締結までの間に、知事の指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始又は再生手続開始の決定後、知事の確認を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）でないこと。
- (6) 次に掲げる者に該当しないこと。
 - ア 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団をいう。）
 - イ 役員等（法人にあっては役員であって経営に事実上参加している者、法人でない団体にあっては代表者、理事その他法人における経営に事実上参加している役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及びその使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、事業所の業務を統括する者（事業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。）をいう。以下同じ。）が自己若しくは第三者の不正な利益を図り又は第三者に損害を与える目的で暴力団の威力を利用したと認められる者
 - ウ 役員等が暴力団の威力を利用する目的で、若しくは暴力団の威力を利用したことに関し金品その他財産上の利益の供与（以下この号において「金品等の供与」という。）をし、又は暴力団の活動若しくは運営を支援する目的で相当の対価を得ない金品等の供与をしたと認められる者
 - エ 役員等が正当な理由がある場合を除き、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら金品等の供与をしたと認められる者
 - オ 役員等が暴力団と交際していると認められる者
- (7) 法人税、消費税及び地方消費税並びに法人事業税を滞納していない者であること。
- (8) 過去5年間に於いて、地域の魅力を紹介するためのイベント、冊子、雑誌、コンテンツの作成等、類似する業務の受託実績があること。

7 契約候補者を選定するための業務提案書の評価基準及び配点

審査員1人につき30点満点とし、下記の項目及び配点に基づいて評価する。

- (1) 業務の実施体制・実施手法・スケジュールは適切か（各1点、3点満点）
- (2) 圏域住民向け縄文ツアーの実施手法が適切か（10点満点）
- (3) 外国人個人観光客向け“公共交通で巡る縄文の旅”の情報発信の実施手法が適切か（10点満点）
- (4) 縄文ツアーや外国人個人観光客向け情報発信のPR効果を高めるためのキャラクター（「マギユロウ」や「どこでもユキちゃん」）の活用方法が効果的か（3点満点）
- (5) 過去5年間の同種ないし類似業務の実績で、本業務の実施に資するものがあるか（本業務の実施に資すると認める実績1つにつき1点、3点満点）
- (6) 概算見積額は適正か（1点）
審査員の配点合計の最も高い者を選定する。

合計点の最も高い者が同点で複数となった場合は、審査員長の配点が高かった者を選定する。

8 その他

- (1) 本企画提案競技への参加に要する経費は、提案者の負担とする。また、提出書類は返却しない。
- (2) 質問への回答については、質問者へ回答するとともに、ホームページにも掲載し、情報の共有を図るものとする。ただし、提案内容に直接関連するような質問については除く。